

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟 OS 会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、全国高校生中学生オリエンテーリング連盟 OS 会と称する。

(事務所)

第2条 当会は、理事会の決議によって、主たる事務所を置く。

2 当会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当会は、中学校及び高等学校の部活動を中心とした青年期のオリエンテーリング活動及びその後の交流活動の環境を改善し、心身の発育及び健康に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 青年期にオリエンテーリング活動をしていた者を中心とした交流活動
- (2) 青少年を中心にしたオリエンテーリング競技会の開催及び開催の支援
- (3) 青少年のオリエンテーリングの技能向上に関する活動
- (4) 青少年とその他の世代でのオリエンテーリング活動に関する情報の情報交換の支援
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会員

(入会)

第4条 当会の目的に賛同し、入会した個人を会員とする。

2 会員となるには当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(区分)

第5条 当会の会員は、以下の2種とする。

- (1) A 会員
- (2) B 会員

(意思表示)

第6条 A 会員は、別に定める方法によって A 会員の会員資格の継続の意思を表示しなければならない。

(区分変更)

第7条 A 会員は、いつでも B 会員に区分変更することができる。ただし、14 日以上前に当会に対して予告するものとする。

2 B 会員は、当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得ることで A 会員に区分変更することができる。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、14 日以上前に当会に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員総会の決議により除名することができる。

(A 会員の資格変更)

第10条 A会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を変更し、B会員となる。

- (1) 区分変更したとき。
- (2) 2年以上A会員の会員資格を継続する意思を表示せず、理事会でA会員の会員資格を継続する意思がないと認めたとき。
- (3) 総会員の同意があったとき。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。

第3章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、全てのA会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会則の変更解散及び残余財産の処分
- (4) その他会員総会で決議するものとしてこの会則で定める事項

(開催)

第14条 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後12か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、やむを得ない場合を除き、理事会の決議によって会長が招集する。
2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、A会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、出席した当該A会員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 役員

(役員)

第19条 当会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上7名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 3 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とす

る。

3 監事は、当会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この会則の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、会則の定めるところにより、当会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第24条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当会との取引

(3) 当会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

3 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

たときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

第7章 会則の変更、解散及び清算

(会則の変更)

第36条 この会則は、会員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当会は、会員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議によって処分する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	友田 賢吾
設立時理事	池田 匠
設立時理事	大田 雄哉
設立時理事	西下 遼介
設立時理事	根岸 健仁

設立時監事 西村 直哉
(設立時会員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時会員の氏名又は名称は、次のとおりである。

設立時A会員	友田 賢吾
設立時A会員	池田 匠
設立時B会員	大田 雄哉
設立時B会員	西下 遼介
設立時A会員	根岸 健仁
設立時B会員	西村 直哉
設立時B会員	大石 洋輔
設立時A会員	小森 直人
設立時B会員	柴沼 健
設立時B会員	高見澤 翔一
設立時B会員	田中 達樹
設立時A会員	中村 諒
設立時B会員	長谷川 望
設立時B会員	比企野 純一

以上、全国高校生中学生オリエンテーリング連盟 OS 会設立のため、設立時会員友田 賢吾他 13 名は、電磁的記録である本会則を作成する。

令和元年 12 月 4 日

設立時A会員	友田 賢吾
設立時A会員	池田 匠
設立時B会員	大田 雄哉
設立時B会員	西下 遼介
設立時A会員	根岸 健仁
設立時B会員	西村 直哉
設立時B会員	大石 洋輔
設立時A会員	小森 直人
設立時B会員	柴沼 健
設立時B会員	高見澤 翔一
設立時B会員	田中 達樹
設立時A会員	中村 諒
設立時B会員	長谷川 望
設立時B会員	比企野 純一